

2026 年 9 月 8 日 全 10 頁

国税庁が非上場株式評価の方向性を公表

簿価純資産と収益力で評価する「残余利益方式」に統一の方向

金融調査部 研究員 平石 隆太

[要約]

- 「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」において、相続・贈与における非上場株式の評価方法の見直しについて議論されている。2026 年 8 月 20 日の第 5 回有識者会議では、国税庁が改正の方向性を公表した。
- 現行制度では、原則として純資産価額方式・類似業種比準方式・併用方式によって評価を行う。類似業種比準方式及び併用方式は、純資産価額方式よりも評価額が相当程度低く算定されている状況にあることが問題視されていた。
- 有識者会議の議論を踏まえ、国税庁は評価方式を簿価純資産に収益力（数年分の超過収益）を加減して算定する「残余利益方式」に原則一本化する方向性を示した。純資産価額方式は、一定の修正を行った上で、特定の評価会社の評価方法として用いる案を示した。
- 残余利益方式では、純資産価額方式や併用方式で必須であった不動産等の時価評価が原則不要になることで納税者等の事務負担が軽減される。一方、類似業種比準方式で可能だった配当額や利益水準の操作による評価額の引下げは困難になる。
- 仮に残余利益方式に一本化された場合、類似業種比準方式を採用できる「大会社」および、併用方式における類似業種比準方式のウェイトが高くなる比較的大規模な法人ほど、評価額が現行より高くなると考えられる。
- また、残余利益方式では、含み益が生じている資産は時価より低く評価される一方、含み損が生じている資産は時価より高く評価されることとなる。資産の簿価と時価の乖離は、特に不動産、有価証券、保険契約などで生じやすいと考えられる。制度改正は非上場会社の事業承継計画やタックスプランニングに影響を及ぼす可能性もあり、今後の動向に留意する必要がある。

1. 有識者会議で取引相場のない株式の評価の見直しを議論

相続・贈与における取引相場のない株式（主に非上場株式）の評価方法をめぐっては、2024年の会計検査院検査報告において課題が指摘され、評価制度のあり方につき検討が求められた。国税庁は2026年4月から「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」（以下、有識者会議）を開催し¹、8月20日の第5回有識者会議において改正の方向性を公表した。本稿では、現行の評価方法や当局の問題意識を概観した上で、見直しの方向性や想定される影響を解説する。

2. 現行の制度概要

評価方法の判定

取引相場のない株式²の評価方法は、財産評価基本通達178以下で定められている（図表1）。

図表1：現行の非上場株式の評価方法

	同族株主等（原則的評価方式）	同族株主等以外の株主
一般評価会社	・類似業種比準方式 ・純資産価額方式 ・併用方式 ^(注)	・配当還元方式 ・原則的評価方式
特定評価会社	純資産価額方式など	・配当還元方式 ・原則的評価方式

■一般評価会社の場合

大会社	類似業種比準方式と純資産価額方式のいずれか低い方
中 会 社	中会社の大 併用方式（L=0.9）と純資産価額方式のいずれか低い方 中会社の中 併用方式（L=0.75）と純資産価額方式のいずれか低い方 中会社の小 併用方式（L=0.6）と純資産価額方式のいずれか低い方
小会社	併用方式（L=0.5）と純資産価額方式のいずれか低い方

（注）併用方式は、類似業種比準方式と純資産価額方式を加重平均して評価額を定める方式であり、類似業種比準方式のウエイトがL、純資産価額方式のウエイトが1-Lとなる。

（出所）財産評価基本通達より大和総研作成

一般評価会社の原則的評価方式は、会社の規模³に応じて類似業種比準方式、純資産価額方式、併用方式を使い分ける。主に、小会社では純資産価額方式、中会社では併用方式、大会社では類似業種比準方式が適用される。純資産価額方式は、一般評価会社ではいずれの会社規模区分でも採用可能であるが、一般的に純資産価額方式に比べて類似業種比準方式の評価額が小さくなる傾向があるため、実質的に小会社において用いられる方式となっている。

なお、これらの評価方式が原則として適用されるのは一般評価会社であり、会社の資産の保有状況や営業状態等が一般評価会社と異なる特定評価会社⁴の場合には、原則として純資産価

¹ 国税庁「『取引相場のない株式の評価に関する有識者会議』の開催について」（2026年4月16日）

² 上場株式、気配相場等のある株式以外の株式を指す。

³ 従業員数や総資産価額、直前期末以前1年間の取引金額によって判定する。

⁴ 比準要素数1の会社、株式等保有特定会社、土地保有特定会社、開業後3年未満の会社等が該当する。

額方式で評価する。また、同族株主⁵等以外の株主が保有する場合には、配当還元方式を用いることもできる。

純資産価額方式・類似業種比準方式の計算方法

純資産価額方式は、評価会社を清算した場合に株主へ帰属する純資産価値に着目して評価額を算定する（図表 2）。具体的には、評価会社の資産・負債を帳簿価額ではなく時価ベースに評価し直したうえで、資産の含み益に係る法人税等相当額を控除して評価額を求める。企業の将来的な収益力よりも、評価時点での保有資産の価値を反映する点に特徴があり、不動産や株式などの保有・運用を目的とした会社の価値を評価する際に、企業の実態を反映しやすいと考えられる。

図表 2：純資産価額方式の計算方法

$$\text{評価額} = \frac{A - B - C}{\text{相続等の日現在の発行済株式数（自己株式を除く）}}$$

- | |
|---|
| <p>A) 相続等の日の財産評価額による総資産額（注1）</p> <p>B) 相続等の日の財産評価額による負債額</p> <p>C) 相続等の日の財産評価額による純資産価額から帳簿価額による純資産価額（注2）を差し引いた金額に係る法人税額等に相当する金額（注3）</p> <p>✓ 中・小会社について、株式の取得者と同族関係者の議決権が議決権総数（自己株式を除く）の50%以下である場合は上記の価額の80%となる。</p> |
|---|

（注 1）相続等の日前 3 年以内に評価会社が取得または新築した土地等・家屋等については、相続等の日の通常の取引価額により評価する。評価会社が取引相場のない株式を保有する場合に加算する当該株式の純資産価額については、法人税額等に相当する金額の控除はしない。

（注 2）現物出資、合併または株式交換・株式移転・株式交付により著しく低い価格で評価会社が受け入れた資産については、原則として現物出資等のときの相続税評価額に基づく純資産価額を加算する。

（注 3）相続等の日現在の財産評価額による純資産価額から帳簿価額による純資産価額を差し引いた金額に 38%（2026 年 3 月 31 日以前の相続等は 37%）を乗じて計算した金額。

（出所）財産評価基本通達より大和総研作成

一方で、類似業種比準方式は、非上場株式の評価において、評価会社と類似の業種を営んでいる会社の株価（A）を基準とし、両者の 1 株当たり配当金額（b/B）・利益金額（c/C）・純資産価額（d/D）の三要素を用いて評価額を算定する（図表 3）。

類似業種比準方式は、上場会社の市場評価を基準とし、収益力を含む企業の事業価値を反映する点に特徴があり、保有資産の清算価値に着目する純資産価額方式とは対照的な評価方法といえる。純資産価額方式が評価時期における時価で資産を評価するのに対し、類似業種比準方式における純資産価額（d/D）は帳簿価額で計算される。

⁵ 同族株主とは、議決権総数の 30%以上（同族関係者の持分も含む）を所有する株主及びその同族関係者などを指す。詳細な定義は財産評価基本通達 188 を参照。

図表 3：類似業種比準方式の計算方法

$$\text{評価額} = A \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3} \right) \times \text{斟酌率} \left(\begin{array}{l} \text{大会社} 0.7 \\ \text{中会社} 0.6 \\ \text{小会社} 0.5 \end{array} \right) \times \frac{\text{評価会社の} 1 \text{株当たり資本金額}}{50 \text{円}}$$

A：類似業種の株価	b：評価会社の1株当たりの配当金額
B：類似業種の1株当たりの配当金額	c：評価会社の1株当たりの年利益金額
C：類似業種の1株当たりの年利益金額	d：評価会社の1株当たりの純資産価額
D：類似業種の1株当たりの純資産価額 (帳簿価額)	(帳簿価額)

(出所) 財産評価基本通達より大和総研作成

配当還元方式

配当還元方式は、会社の資産や収益力ではなく、配当金のみに着目して株価を算定する方法である（図表 4）。同族株主以外の少数株主等が取得した株式に適用される方法であり、事業経営への影響が小さく、株式を保有することで当面期待できる収益が配当しかないという株主にとって適切な評価方法と考えられる。

会社が一般評価会社である限り、少数株主であっても、原則的評価方式（純資産価額方式・類似業種比準方式・併用方式）を採用して評価することもできる。ただし、帳簿閲覧請求権を持たない少数株主は、原則的評価方式を用いるための情報を入手することができず、実務上、配当還元方式を採用せざるを得ない場合もある。

図表 4：配当還元方式の計算方法

$$\text{評価額} = \frac{\text{その株式の} 1 \text{株当たりの年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の} 1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}}$$

(注) 年配当金額は 1 株当たりの資本金の額を 50 円とした場合の金額で、直前期末以前 2 年間の配当金額の平均によって求める。年配当金額が 2 円 50 銭未満である場合や無配の場合は、年配当金額は 2 円 50 銭とする。

(出所) 財産評価基本通達より大和総研作成

3. 当局の問題意識

会計検査院・国税庁の調査結果

会計検査院の「令和 5 年度決算検査報告⁶」では、特定検査対象として取引相場のない株式の評価が取り上げられた。2020、2021 両年の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為抽出して検査した結果が示されている。

類似業種比準方式と純資産価額方式の両方の評価額が申告書に記載されていた⁷延べ 616 社

⁶ 会計検査院「令和 5 年度決算検査報告」（2024 年 11 月 6 日）

⁷ 納税者が併用方式を選択する場合、類似業種比準方式と純資産価額方式の両方の評価額を申告書に記載する必要がある。納税者が純資産価額方式または類似業種比準方式を選択する場合は、利用しない方式における評価額の記載は義務ではないが、任意に記載されていたものにつき集計が行われた。

について検査した結果、類似業種比準価額の中央値が純資産価額の中央値の 27.2%となっており、類似業種比準方式及び併用方式による評価額は、純資産価額方式による評価額に比べて相当程度低く算定されている状況にあることが示された⁸。また、純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況（中央値）は大会社 0.32 倍、中会社 0.50 倍、小会社 0.61 倍であり、評価会社の規模が大きいほど評価額が相対的に低く算定される傾向にある。

また、配当還元方式の還元率である 10%は、通達が制定された 1964 年の金利等を参考に設定されたが、その後金利水準が低下する中でも見直しが行われていない。10%の還元率に基づいて算定される現在の評価額は、制定当時と比べて相対的に低くなっているおそれがあるとも指摘された。

以上を踏まえた会計検査院の所見として、「異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要である⁹」と示された。会計検査院の検査を踏まえて、国税庁においても対象期間を 2022 年及び 2023 年として同様の分析が行われ、会計検査院の検査結果と同じ傾向が示されている¹⁰。

評価額圧縮スキームには個別の課税処分に対応せざるを得ない状況

上記のような類似業種比準方式・併用方式と純資産価額方式間の評価額のかい離が誘因となり、意図的な会社規模の操作によって評価額を圧縮するスキームが確認されている。役員報酬等として資金や資産を社外に流出させる方法や、子会社への資産の移転によって親会社の株式評価を減少させる方法が代表的である¹¹。

租税回避スキームに対して、税務当局は財産評価基本通達 6 項¹²（いわゆる総則 6 項）に基づく個別の課税処分に対応せざるを得ない状況にある。総則 6 項は 2015～2024 年の 10 年間で、不動産で 13 件、株式で 14 件に適用されている¹³。ただ、総則 6 項での対応には納税者の予見可能性の観点から批判があり、評価方法の明確化が要請されている。判例においても、「かい離は、本来、評価通達の見直し等によって解消されるべきもの¹⁴」と指摘されている。

⁸ 類似業種比準価額が下がる方向で評価通達が改正されてきたことや、評価通達の計算式が評価会社の業績等の実態を踏まえて株式を評価する方法として適切に機能していないおそれがあることなどが要因と考えられると指摘されている。

⁹ 前掲脚注 6 文書

¹⁰ 国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第 1 回）資料」（2026 年 4 月 20 日）pp. 6-8

¹¹ 従業員の転籍によって中会社から大会社に変更することで、保有する株式の評価額を 100 億円圧縮した事例も存在する。国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第 4 回）資料」（2026 年 7 月 3 日）p. 32 を参照。

¹² 「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」とされている。

¹³ 前掲脚注 10 文書

¹⁴ 前掲脚注 10 文書

4. 国税庁が示した改正の方向性

「残余利益方式」に原則一本化

国税庁は、2026 年 8 月 20 日の第 5 回有識者会議において改正の方向性を公表した。原則として、簿価をベースとした「残余利益方式」に評価方式を一本化する方向性を示している¹⁵。

評価方式の原則一本化は、評価の公平性の向上や租税回避スキームを行いにくくする観点から多数の委員の支持があり、既存の類似業種比準方式と純資産価額方式にインカムアプローチを加え、どの方式を採用すべきか検討が行われた。

類似業種比準方式は「理論的な根拠や実証的な裏付けがなく、他分野における企業価値評価では用いられない」との議論があり、国税庁は「類似業種比準方式を存置することは困難ではないか」とした。委員には純資産価額方式を推す声もあったが、「継続企業に対して、解散を前提とした時価純資産価額で評価すべきではない」との意見も強く、国税庁は「清算を前提とした“時価”ではなく、継続を前提として“簿価”を用いるべきではないか」とした上で、「インカムアプローチによる評価を主軸とすべきではないか」と示した¹⁶。

インカムアプローチの代表的手法としては、残余利益方式のほかに配当還元方式・DCF 法が挙げられる。ただし、配当還元方式は配当額の影響を受けやすく、DCF 法は成長期やフリーキャッシュフローがマイナスの企業に適用が困難であるとした。一方、残余利益方式¹⁷については、適用ができない企業は特段見当たらず、現有資産（簿価純資産）を基礎とするため将来予測への依存が小さいこと、過去実績から将来利益を比較的容易に予測できることが利点である。以上を踏まえ、国税庁は残余利益方式を候補とした。

なお、M&A 等の実務で残余利益方式が用いられる場合、一般的には簿価純資産でなく時価純資産を用いる。ただ、時価純資産の採用は、清算を前提とすることが想起され、再評価の事務負担も発生するため、簿価純資産を用いることとしたものと考えられる。

「残余利益方式」による具体的な評価方法のイメージ

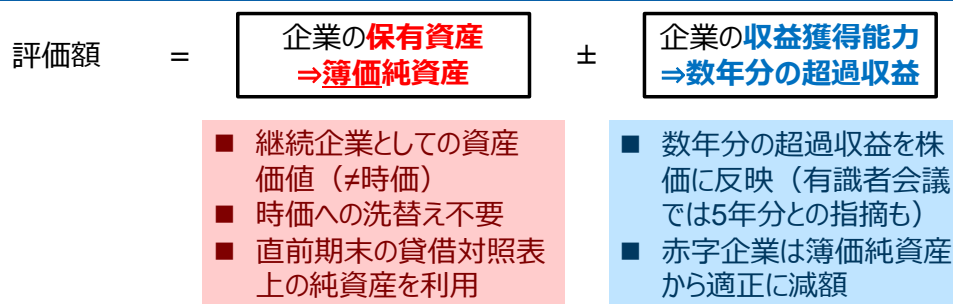
国税庁が示す新たな評価方法のイメージは図表 5 の通りである。残余利益モデルに従って、企業の保有資産に収益獲得能力を加減して評価額を算出する。保有資産は時価ではなく簿価純資産とし、直前期末の貸借対照表上の純資産を利用する。簿価を用いるため、評価時に洗替を実施する必要はない。収益獲得能力は数年分の超過収益を用い、赤字または低収益の場合は簿価純資産からの減額によって反映する。

¹⁵ 国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第 5 回）資料」（2026 年 8 月 20 日）

¹⁶ 本段落の引用部分は前掲脚注 15 文書より。

¹⁷ 株式評価モデルとしての残余利益モデルは、株主に帰属する企業価値（理論株価）を会計上の利益を用いて算出するモデルである。自己資本簿価に（当期純利益－自己資本コスト×自己資本簿価）/自己資本コストを加えて計算する。

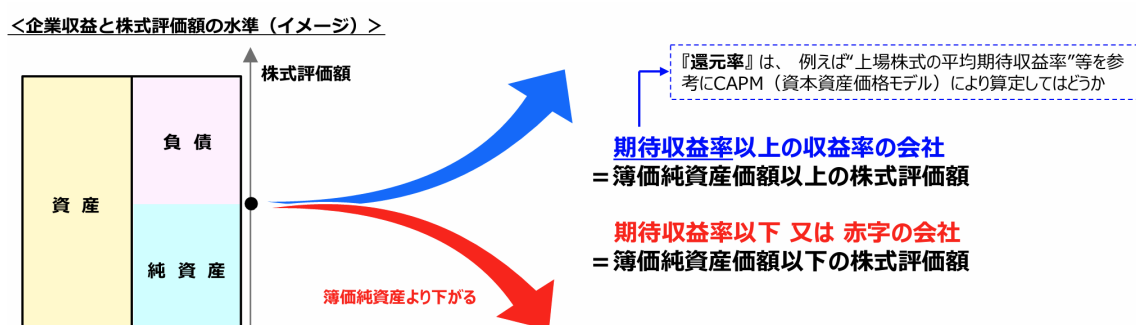
図表 5：国税庁が示す残余利益方式を採用した場合の評価方法のイメージ



（出所）国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第5回）資料」（2026年8月20日）p.2より大和総研作成

超過収益とは資本コストを上回る収益のことをいう。資本コスト（期待収益率）については「例えば“上場株式の平均期待収益率”等を参考にCAPM（資本資産価格モデル）により算定してはどうか¹⁸」としている。すなわち、CAPMにより算定される期待収益率を上回る収益率の会社は超過収益がプラスとなり、簿価純資産よりも高く評価される一方、当該期待収益率を下回る収益率の会社や赤字の会社は、超過収益がマイナスとなり、簿価純資産よりも低く評価されることが考えられる。

図表 6：「残余利益方式」による株式評価額の水準のイメージ



（出所）国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第5回）資料」（2026年8月20日）p.3

評価方式が残余利益方式に一本化されれば、企業規模の操作による租税回避を抑制できる。また、超過収益の算定にあたり、単年度ではなく複数年度の収益を用い、非経常的な損益項目を調整する仕組みが設けられれば、利益水準の操作による評価額の引下げにも一定程度対応できると考えられる。

今後は国税庁の案を踏まえて有識者会議の意見が取りまとめられ、与党との調整を経て2027年度税制改正大綱に反映した後、通達改正によって2028年からの新評価方法の適用が目指されると予想される¹⁹。

¹⁸ 前掲脚注15文書より。

¹⁹ 日本経済新聞 電子版「非上場株の相続評価、国税庁が新ルール案提示 事業承継に懸念の意見も」（2026年8月20日）

現行評価方式の今後のあり方

第 5 回有識者会議の資料において、国税庁は類似業種比準方式の存置は困難と記載しており、類似業種比準方式を廃止する方針との報道²⁰もある。

純資産価額方式は、会社の資産の保有状況や営業状態等が一般評価会社と異なる特定評価会社の評価方式として存続させる案が示された。その上で、評価方法の簡便化や法人が取得した貸付用不動産の評価などが論点として挙げられている。配当還元方式は適用範囲を見直した上で、少数株主に適用できる特例的評価方式として存置する案が示された。

有識者会議では国税庁の案に賛同する委員が多かった旨が報道されている²¹。しかし、日本商工会議所に所属する阿部委員・玉越委員は意見書²²を提出し、「残余利益方式は、地域を支える中核的な中小企業の評価額が大幅に上昇する可能性」があり、「中小企業における事業承継のハードルを永続的に上げていくことを意味する。現在、株式評価が課題とならない小規模な企業においても、新方式の下では、今後、相続税負担の問題に直面することになりかねない」と指摘している。

5. 残余利益方式によって想定される影響

多くの会社で、「類似業種比準方式<残余利益方式<純資産価額方式」となるか

国税庁の前提に基づくと、多くの会社にとって「残余利益方式」の評価額は、類似業種比準方式と純資産価額方式の間の水準になるものと想定される（後掲図表 7）。

簿価純資産は、会社が保有する資産の含み益分だけ時価純資産よりも評価が低くなる。東京商工リサーチによると、2021 年時点の国内企業の平均業歴は 34.1 年²³であり、地価の低い時期に土地を取得し、含み益を多く抱える企業も多いと考えられる。

残余利益方式における評価額は、簿価純資産に資本コスト控除後の超過収益を加減するとしている。ただし、国内法人の約 6 割は法人税で欠損を申告しており²⁴、上場企業の平均期待収益率を基準とすると、多くの非上場会社では超過収益がマイナスになることが想定される。

超過収益がマイナスである場合、残余利益方式と類似業種比準方式の評価額のいずれが大きくなるかは個別のケース次第であろう。ただし、今回の評価方式見直しの契機が、類似業種比準方式と他の評価方式の評価額のかい離の是正であることを踏まえると、多くの企業にとっては残余利益方式の評価額が類似業種比準方式を上回るよう制度設計が行われると考えられる。

²⁰ 日本経済新聞 電子版「非上場株の相続評価、新ルール案の計算式全容 専門家は『申告簡単に』」（2026 年 8 月 31 日）

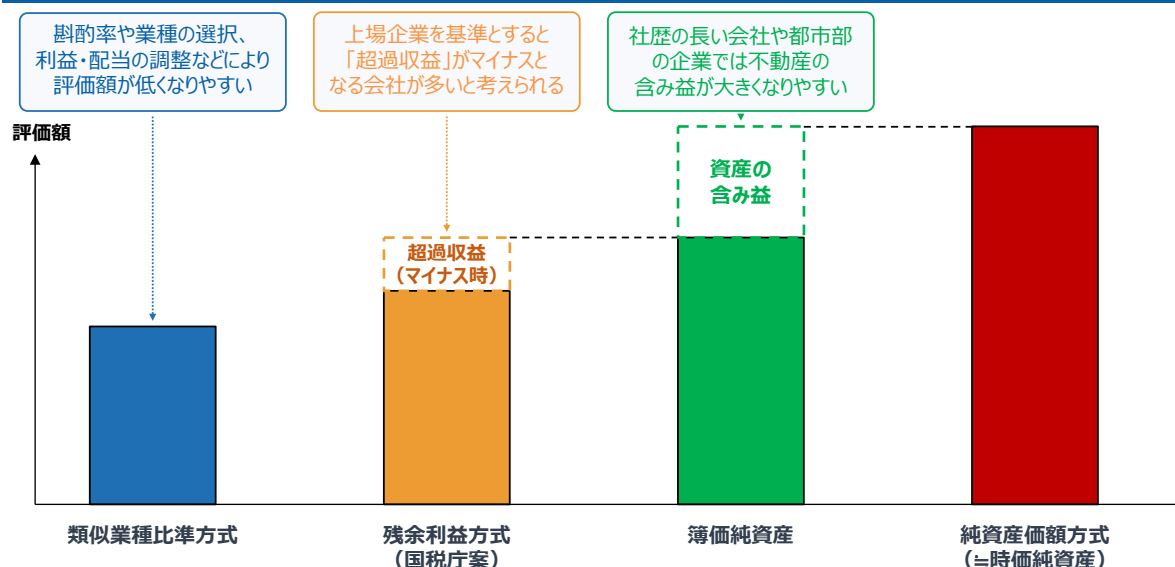
²¹ 前掲脚注 20。

²² 阿部貴明・玉越賢治「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議 第 5 回有識者会議 委員提出意見書」（2026 年 8 月 20 日）

²³ 東京商工リサーチ TSR データインサイト「全国 157 万社の“平均年齢（業歴）”は 34.1 年 最長は製造業の 42.1 年、最短は情報通信業の 23.1 年～2021 年『企業の平均年齢』調査～」（2022 年 9 月 12 日）

²⁴ 国税庁「令和 6 年度分 会社標本調査」による。

図表 7：残余利益方式（国税庁案）と他の評価方式の評価額水準のイメージ



（注）非上場会社において平均的、一般的に想定される評価水準のイメージであり、全ての非上場会社があてはまるわけではない。

（出所）国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第 5 回）資料」（2026 年 8 月 20 日）より大和総研作成

比較的大規模な会社の評価額は増加方向か

現行制度では、「大会社」であれば類似業種比準方式を適用でき、「中会社」や「小会社」が適用できる併用方式では、会社規模が大きいほど類似業種比準方式のウェイトが高く、純資産価額方式のウェイトが低くなっている。

このため、残余利益方式への移行は、「大会社」や「中会社」など比較的大規模の大きな会社を中心に評価額を押し上げる可能性がある。ただし、簿価純資産や超過収益に対して一定の割引率が設けられる可能性もあり、単純に収益が大きければ評価額が上昇するとは限らない。評価額の増加に伴う税負担を軽減するためには、事業承継税制の利用が選択肢となる。2027 年度税制改正における事業承継税制の議論にも注目が集まるだろう。

一方、残余利益方式への移行は、評価額の算定に係る事務負担にも影響を及ぼす。現行の純資産価額方式においては土地、建物、有価証券などにつき、評価時点の時価を算定しなければならない。類似業種比準方式においても、業種判定や各比準要素の算定が負担とされている。残余利益方式においては、貸借対照表上の純資産と損益計算書上の当期純利益（数年分）を用いた計算が想定されるため、評価額の算定にあたって、資料収集や計算に係る負担が軽減されると考えられる。

不動産・他社の非上場株式・保険などで評価上の取扱いに留意

純資産価額方式における「時価」とは、厳密には財産評価基本通達に基づく評価額を指すた

め、不動産、他社の非上場株式、保険契約等については、市場価格としての時価とのかい離が大きくなるケースもある。例えば、不動産の評価額は、路線価や固定資産税評価額をもとに算定されるため、一般的に市場価格よりも低く評価されることが多い。また、非上場会社が他社の非上場株式を保有する場合、他社の非上場株式の評価方法も自社と同様に財産評価基本通達を用いて算出するため、評価額が低く評価される場合もある。

（一般評価会社となる範囲内で）不動産や非上場株式などを多く保有する非上場会社の場合、純資産価額方式の評価額よりも簿価純資産の方が高く、残余利益方式の評価額の方が純資産価額方式の評価額よりも高くなる可能性もある。

国税庁は、会社の資産の保有状況や営業状態等が一般評価会社と異なる特定評価会社においては、純資産価額方式を存置する方向性を示しているが、一般評価会社において残余利益方式の導入後も引き続き純資産価額方式の選択適用を認めるか否かは明らかにしていない。一般評価会社において純資産価額方式の選択適用が認められるか否かは今後の注目点になるだろう。

保険には固有の論点が存在する。現行の純資産価額方式では、法人が保有する保険契約は、課税時期において解約したと仮定した場合の解約返戻金相当額により評価される。他方、法人の会計・税務上は、保険の種類に応じて支払保険料の全部または一部を損金（費用）に算入し、残額を資産として計上する取扱いとなっている。そのため、保険契約の簿価と解約返戻金相当額とは必ずしも一致せず、一般には簿価が解約返戻金相当額を下回る。実質的な資産価値（解約返戻金）に見合わない損金算入が可能となる場合もあることから、保険契約が法人税の負担軽減手段として機能する一因となっている²⁵。したがって、今後、残余利益方式の下で保険契約の簿価について特段の調整が行われない場合には、同一の保険契約から、法人税の負担軽減効果と、評価額の引下げ効果とが同時に生じ得る²⁶。

このように、非上場株式の評価方式の見直しでは、非上場会社が保有する不動産・他社の非上場株式・保険などにより株式評価額が大きく変動する可能性があり、事業承継計画やタックスプランニングへの影響が想定される。2027 年度税制改正に向け、引き続き注視が必要である。

【以上】

²⁵ ただし、解約返戻金や満期金等の受取時には簿価との差額を収益計上するため、保険が法人税の節税効果を持つ場合も、その効果は「課税繰延べ」にとどまる。

²⁶ 現状の類似業種比準方式においても純資産の評価は簿価純資産が用いられており、保険について簿価の修正は行われていない。ただし、残余利益方式の方が類似業種比準方式よりも簿価純資産の影響が大きくなる。